

【資料 2】

動物にやさしい秋田 P R 業務委託 仕様書

1 目的

平成 31 年 4 月に開所した秋田県動物愛護センター（以下、「センター」という。）は、新たな飼い主を待っている動物との出会いの場、同居動物との生活上のアドバイスや健康相談、災害時の動物救護の体制づくり、動物愛護の状況を「動物にやさしい秋田」として情報発信等に取り組む施設である。

本事業によって、動物をテーマにした本県の魅力や動物愛護の取り組みを広く情報発信し、センターの認知度向上と来訪者の増加を図るとともに、来訪者が動物愛護や適正飼養について理解を深める機会を創出することを目的とする。

2 業務概要

（1）業務内容

冬休みのイベントを実施する。

（2）業務の遂行

業務の遂行に際しては、必要の都度、県と協議・確認のうえ行うこと。

また、見直し等の指示があった場合は、速やかに対応したうえで県の承諾を得ること。

3 仕様

（1）業務詳細

冬フェスタ（1 月下旬開催、冬休み明け）

センターにおいて、親子連れを対象として、動物に関連する様々なイベントを実施する。

実施にあたっては、動物をテーマとした親しみやすいプログラムを通じて広く参加者を募り、そこから動物愛護の理解へと繋がるような、施設の趣旨に沿った企画とすること。

本イベントを通じて、参加者が動物に関する正しい知識や理解を深める機会を創出する。あわせて、センターの取り組みを広く発信することで、動物愛護活動への関心を高め、認知度の向上及び誘客を図る。

- ・チラシ 1 万枚配布、周知広告
- ・冬休み明けの親子向けに 1 月下旬開催

（2）開催場所

秋田県動物愛護センター

住 所 〒 0 1 0 - 1 2 1 1 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱 1 番地

電 話 0 1 8 - 8 2 7 - 5 0 5 1

F A X 0 1 8 - 8 8 6 - 5 5 8 1

（3）開催場所の事前確認

本企画提案競技に参加するにあたり、動物愛護センターでの開催場所を事前に確認した場合は、センターにその旨を連絡したうえで施設等を見学することができる。

4 契約に関する条件等

（1）再委託等について

ア 受託者は、本業務のすべてを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはなら

ない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等を事前に書面にて提出し、あらかじめ県の承認を得ること。

(2) 業務の履行に関する措置

ア 県は、本業務（再委託した場合を含む）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求することがある。

イ 受託者は、前項の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求があった日から10日以内に、県に書面で提出するものとする。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密事項として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて、善良な管理者の注意をもってその情報の管理・保持を行うものとする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、他人の著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令を遵守すること。

5 その他

(1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等について、必要の都度、県と受託者が協議して定める。

(2) 委託業務の内容は現時点の予定であり、県が受託者と協議のうえ、変更することがある。

(3) 本業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて受託者に提供するものとする。

(4) 本業務に起因する事故やトラブル等が生じた場合は、受託者がその対応に当たるとともに、速やかにその概要を県に報告するものとする。

(5) 県は、受託者の委託業務の実施状況について、上記報告事項のほか、必要な報告を求め、委託業務の実施に関して調査を行い、必要な指示を与えることができるものとする。